

第70号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

品川区長 濱野 健

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

東五反田二丁目北地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東五反田二丁目北地区地区計画（令和3年品川区告示第480号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	--

別表第2に次のように加える。

東五反田二丁目北地区地区整備計画	A地区	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物および風営法第2条第6項から第10項までに規定する			10分の6	500平方メートル	1,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全を確保するために必要な上屋、ひ	100メートル（令第2条第1項第6号（同号口の規定を除く。）に定める高さとする。）	
------------------	-----	---	--	--	-------	-----------	-------------	--	---	--

		営業の用に供する建築物						さしの部分その他これらに類するものの部分については、この限りでない。
B地区	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物および風営法第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供する建築物				500平方メートル	1,000平方メートル		計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全を確保するために必要な上屋、ひさしの部分その他これらに類するものの部分については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 東五反田二丁目北地区地区整備計画の区域となった地区について、建築物の用途、建蔽率等に関する制限を定める必要がある。